

「とやまでお試しテレワーク」推進助成金実施要領

1. 趣旨

地方への移住を検討されている県外在住の方や、地方での拠点設置などにご関心のある事業者の方に、試しに、富山県でテレワーク等により仕事をしながら、富山での生活を体験していただく「お試しテレワーク」を支援するものです。

宿泊費、住居費、交通費、コワーキングスペース利用料などの費用を助成します。

2. 助成制度の概要

(1) 対象者

富山県外にお住まいの方で県外の企業、団体等に所属されている方
(事業主、フリーランスの方も対象です)

条件等

- 個人・法人を問いません。
- 事業者は、富山県内に本社、支社、事業所等の拠点を有しないこと。
- 「お試しテレワーク」の実施者は、富山県外に居住していること。
(富山県出身者も対象となります)

(2) 支援期間

1～3か月

※令和4年7月下旬から令和5年2月末までの間に実施してください。

(3) 助成対象経費

経費区分	内容
宿泊費	本県に滞在している間の宿泊費（飲食代除く） ※旅館業法の許可のない宿泊施設または住宅宿泊事業法の届け出のない住宅に宿泊した場合は対象としません。 ※自治体等の移住体験ツアーを利用した場合は対象としません。
住居費	本県に滞在している間の住居の賃料 ※敷金、礼金、保証金、仲介手数料は含みません。
交通費	①お試し移住の実施により発生する、業務に係る県内・県外間の移動のための交通費 ②コワーキングスペースへの県内移動のための交通費 ※合理的な経路及び経済的な料金とします。

コワーキングスペース利用料	月額基本利用料、初回登録料（必要な場合）、ドロップイン利用料 ※ロッカー代、会議室、コピー利用料等は対象としません（基本料金に含まれる場合は対象）。
引越代	本県で滞在する住居への移転及び本県で滞在していた住居からの移転に係る引越代（引越業者等に支払った費用に限る）
レンタカー代	本事業に係るレンタカー代

※国、県、市町村等から同趣旨の助成金の交付を別途受けている場合は、助成対象外とします。

（４）助成率・上限額

対象経費の1/2

※助成金の額に千円未満の端数が生じたときは、端数は切り捨て
1人あたり上限額30万円（1か月あたり上限額10万円×3か月）

（５）条件

- 期間中、1月につき6泊以上滞在すること。
- 連続して滞在している期間のうち、滞在日数の半分以上の日はテレワークを実施すること。
- 期間中、コワーキングスペースを月1回以上利用すること。
- SNS等で富山の仕事や暮らしについて定期的に発信すること。

（６）その他

期間中、コワーキングスペースの利用などを通じて、地域の人たちや企業、地域におけるキーマンとの交流や共創の機会をもつていただき、富山県との関わりを深めていただくことを期待しています。

3. その他の支援

- ・ 期間中、県・市町村・コーディネーターが、事業や生活をしていく上でのご相談をお受けします。
- ・ 地域の人との交流のお手伝いをします。
- ・ お試し移住終了後、本格的な移住や拠点設置を実施される場合のお手伝いをします。

4. 募集人数

15名程度 ※企業としての実施の場合、1組3名まで可とします。

5. 申請方法等

〈1次募集〉

受付期間：令和4年5月27日（金）から6月23日（木）まで（必着）

提出書類：・交付申請書（様式第1号）

・事業計画書（様式第2号）

・経費内訳書（様式第3号）

・経費の算出根拠となる書類（見積書等の写し）

※交付申請書等の様式は県ホームページに掲載しています。

◎2次募集は8月頃行う予定です（9月助成対象者決定予定）。

6. 選考方法

- ・書類選考（一次選考）及びWEB面談（二次選考）により決定します。
- ・選考基準…事業計画の実現性、富山県への関わりの可能性など

スケジュール

5月27～6/23	募集
6月下旬	書類選考、WEB面談連絡
7月上旬	WEB面談実施、助成事業者決定
7月下旬～	お試しテレワーク開始

7. 事業終了の報告

提出期限：事業終了後30日以内または3月15日のいずれか早い日

提出書類：・実績報告書（様式第5号）

・実施報告書（様式第6号）

・経費内訳書（様式第7号）

・支出を証する書類の写し（領収書等の写し）

・その他事業の実績が確認できる資料（写真等）

8. 申請・問い合わせ先

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県知事政策局成長戦略室ブランディング・関係人口創出担当

（「くらしたい国、富山」推進本部事務局）

TEL：076-444-8489 FAX：076-444-3473

メールアドレス：aseichosenryaku@pref.toyama.lg.jp